

第 5 回障がい児保育検討専門委員会

新判定基準（案）

令和元年 7 月 26 日

新判定基準（案） 知的障がい関係 I

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・ 3：1加配の場合は1つ以上，2：1加配の場合は3つ以上，1：1加配の場合は2つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	療育手帳をベースとする案	横浜市（理解・表現）
非該当		IQまたはDQ概ね76以上相当	①相手の話を理解できる ②自分の思っていることを話せる
支援区分1 (1：3)	療育手帳 B2	療育手帳 B2 (IQまたはDQ概ね51～75) 相当	＜療育手帳 B 2＞ ①月齢相応の会話は難しいが，簡単な日常の話を理解できる ①言葉のかけ方あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ②口ごもったりするが，何とか話せる ②簡単な言葉で表現できる
支援区分2 (1：2)	療育手帳 B1	療育手帳 B1 (IQまたはDQ概ね36～50) 相当	＜療育手帳 B 1＞ ①月齢相応の会話は難しいが，制止，禁止等の言葉は理解できる ②ほとんど言葉は出ないが身振り，手振りで何とか表現できる（2歳児未満は除く）
支援区分3 (1：1.5)	その他	療育手帳 A2 (IQまたはDQ概ね21～35) 相当	—
支援区分4 (1：1)	—	療育手帳 A1 (IQまたはDQ概ね20以下) 相当	＜療育手帳 A 1，A 2＞ ①言葉の理解がなく，制止，禁止等の指示が入らない ②話せず，身振り手振りでも気持ちを伝えられない（2歳児未満は除く）
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 知的障がい関係Ⅱ

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・ 3：1加配の場合は1つ以上，2：1加配の場合は3つ以上，1：1加配の場合は2つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	療育手帳をベースとする案	横浜市（生活）※2歳児以下を除く
非該当		IQ または DQ 概ね 76 以上相当	③スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ④時間はかかるが自分で全部できる（着替え） ⑤自分で行きたいときにトイレに行き排泄する
支援区分 1 (1：3)	療育手帳 B2	療育手帳 B2 (IQ または DQ 概ね 51～75) 相当	<療育手帳 B 2> ③スプーンか手づかみで自分で食べる ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる ④見守り、または一部介助があれば自分でできる ④自分でしようとする意欲があるがほぼ全介助 ⑤予告するが失敗する時もある ⑤予告せず、オムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる
支援区分 2 (1：2)	療育手帳 B1	療育手帳 B1 (IQ または DQ 概ね 36～50) 相当	<療育手帳 B 1> ③意欲はあるが、ほぼ全介助が必要である ④意欲は見られず、全介助で着脱する ⑤オムツに排泄しても知らせない
支援区分 3 (1：1.5)	その他	療育手帳 A2 (IQ または DQ 概ね 21～35) 相当	—
支援区分 4 (1：1)	—	療育手帳 A1 (IQ または DQ 概ね 20 以下) 相当	<療育手帳 A 1， A 2> ③食事への意欲、関心がなく、自分で食べようとしない
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 知的障がい関係Ⅲ

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・ 3：1加配の場合は1つ以上，2：1加配の場合は3つ以上，1：1加配の場合は2つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	療育手帳をベースとする案	横浜市 (対人関係・遊び)
非該当		IQ または DQ 概ね 76 以上相当	⑥友だちとの関係が作れる ⑦健常児と一緒に年齢相応の遊びができる
支援区分 1 (1：3)	療育手帳 B2	療育手帳 B2 (IQ または DQ 概 ね 51～75) 相当	＜療育手帳 B 2＞ ⑥友だちに関心を示し関わろうとする ⑥友だちとは関わろうとしないが、大人との 関係は作れる ⑦部分的な介助があれば健常児と一緒に遊ぶ ⑦大人と一緒になら集団活動に参加する
支援区分 2 (1：2)	療育手帳 B1	療育手帳 B1 (IQ または DQ 概 ね 36～50) 相当	＜療育手帳 B 1＞ ⑥人への関心が薄く関わろうとしない ⑦集団活動に関心を示さず、一人遊びが多い (2歳児未満は除く)
支援区分 3 (1：1.5)	その他	療育手帳 A2 (IQ または DQ 概 ね 21～35) 相当	—
支援区分 4 (1：1)	—	療育手帳 A1 (IQ または DQ 概 ね 20 以下) 相当	＜療育手帳 A 1， A 2＞ ⑥人への関心が全くなく、大人との関係が作 れない
居宅	—	—	—

新判定基準（案） 身体障がい関係Ⅰ

< 上 肢 >

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・ 下線が引いてある項目については，1項目該当すれば，それぞれ2：1または1：1で加配を適用する。
 - ・ 3：1加配の場合は1つ以上，2：1加配の場合は3つ以上，1：1加配の場合は2つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
非該当		ごく軽度の麻痺や部分的な機能障害があるが，日常生活にはほぼ支障なし	特に問題なし
支援区分1 (1：3)	上肢4級	<上肢4級>相当 ・ 日常生活・集団生活において，食事，更衣，排泄，制作などに一部配慮・介助を要する	★0～2歳児クラス：手帳3～7級 ★3～5歳児クラス：手帳5～7級 ①指先で小さいものがつまめる ①指先でつまむことはできないが，手を使って大きなものをつかむことができる
支援区分2 (1：2)	上肢3級	<上肢3級>相当 ・ 日常生活・集団生活において，食事，更衣，排泄，制作などに配慮・介助を要する	★0～2歳児クラス：手帳1・2級 ★3～5歳児クラス：手帳3・4級 ①つかんだり握ったりすることができない (※0・1歳児クラスは除く)
支援区分3 (1：1.5)	上肢2級	<上肢2級>相当 ・ 食事，更衣，排泄，制作など，手指を使った操作が極めて制限され、丁寧な介助を要する	—
支援区分4 (1：1)	—	<上肢1級>相当 ・ 手指を使った操作が困難で、全介助を要する	★0～2歳児クラス：手帳区分なし ★3～5歳児クラス：手帳1・2級 ①手や腕を自力で動かすことができない
居宅	—	—	—

新判定基準（案） 身体障がい関係Ⅱ

< 下 肢 ・ 体 幹 >

- ※ 横浜市の場合、知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち、
- ・下線が引いてある項目については、1項目該当すれば、それぞれ2：1または1：1で加配を適用する。
 - ・3：1加配の場合は1つ以上、2：1加配の場合は3つ以上、1：1加配の場合は2つ以上該当すれば、それぞれの区分を適用する。
 - ・身体障がい+知的障がい、発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち、重い加配区分を適用する。

※肢体不自由は、3歳未満では年齢に応じた姿勢保持力・移動手段と職員配置を考慮する。

	現行	案	横浜市
非該当		ごく軽度の麻痺や部分的な機能障害があるが、日常生活にほぼ支障なし	特に問題なし
支援区分1 (1：3)	下肢・体幹 3級	<下肢・体幹3級>相当 ・不安定だが独歩可能 ・転倒しやすく見守りが必要	★0～2歳児クラス：手帳3～7級 ★3～5歳児クラス：手帳5～7級 ②歩行はできるが一部介助が必要
支援区分2 (1：2)	下肢・体幹 2級	<下肢・体幹2級>相当 ・座位が可能 ・独歩はできないが、四つ這いまたは伝い歩きが可能 ・場面によって介助が必要	★0～2歳児クラス：手帳1・2級 ★3～5歳児クラス：手帳3・4級 ②歩行はできないが室内は自力移動できる (※0・1歳児クラスは除く)
支援区分3 (1：1.5)	下肢・体幹 1級	<下肢・体幹1級>相当 ・頸がすわっている ・両手つき座位ができるが不安定 ・四つ這い、伝い歩きはできないが、腹這いで移動が可能 ・食事介助に配慮が必要 ・生活全般に丁寧な介助が必要	—
支援区分4 (1：1)	—	<下肢・体幹1級>相当 ・頸のすわりが不安定 ・座位がとれない ・食事介助に十分な配慮を要する ・生活全般に全介助が必要	★0～2歳児クラス：手帳区分なし ★3～5歳児クラス：手帳1・2級 ②<u>自力で移動することができない</u> <u>い</u> (※0・1歳児クラスは除く)
居宅	—	<下肢・体幹1級>相当 ・支援区分4に準じる ・送迎、感染症、医療的ケア等、健康面に特段の留意が必要	—

新判定基準（案） 身体障がい関係Ⅲ

< 聴 覚 >

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・下線が引いてある項目については，1項目該当すれば，それぞれ2：1または1：1で加配を適用する。
 - ・3：1加配の場合は1つ以上，2：1加配の場合は3つ以上，1：1加配の場合は2つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
非該当		・0歳児	特に問題なし
支援区分1 (1：3)	聴覚4級	<聴覚4級・6級>相当 ※3歳児以上 ・70dB～89dB相当 ・2，3語文の会話が可能 ※1，2歳児 ・80dB以上相当	③配慮が必要
支援区分2 (1：2)	聴覚 2・3級	<聴覚2級・3級>相当 ※3歳児以上 ・90dB以上相当 ・簡単な会話が可能だが、個別指示等の援助が必要 ※1，2歳児は支援区分1	③該当なし
支援区分3 (1：1.5)	その他	<聴覚2級・3級>相当 ※3歳児以上 ・言語によるコミュニケーションが難しい ・集団の流れや指示が理解できず、個別指示や視覚的援助が必要 ※1，2歳児は支援区分1	—
支援区分4 (1：1)	—	該当なし	③該当なし
居宅	—	—	—

参考）聴覚6級：≧70dB、≧4級80dB、≧3級90dB、2級≧100dB

*聴力レベル以外にも集団参加において配慮を要することがある場合には区分を考慮する。

新判定基準（案） 身体障がい関係Ⅳ

< 視 覚 >

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・ 下線が引いてある項目については，1項目該当すれば，それぞれ2：1または1：1で加配を適用する。
 - ・ 3：1加配の場合は1つ以上，2：1加配の場合は3つ以上，1：1加配の場合は2つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
非該当			特に問題なし
支援区分1 (1：3)	両眼の矯正 視力 0.08～0.3	<両眼の矯正視力：0.09～0.3> ・ 日常場面では，支障なし ・ 集団生活では，環境面での配慮（近くで見せる・コントラストに配慮した表記等）を一部要する	弱視または，視野狭窄があるが，日常生活に特に支障はない。
支援区分2 (1：2)	両眼の矯正 視力 0.02～0.08	<両眼の矯正視力：0.02～0.08> ・ 日常場面では，視覚活用による生活が可能 ・ 集団生活では，視覚以外（言語・触覚等）の情報，見やすくするための配慮が必要	<u>④戸外では，全面的な介助が必要</u>
支援区分3 (1：1.5)	両眼の矯正 視力 0.02未満	<両眼の矯正視力：0.02未満> ・ 強度の弱視により，生活全般において視覚以外（言語・触覚等）の情報の活用が多く必要	—
支援区分4 (1：1)	—	・ 全盲またはそれに近い状態で生活全般において介助が必要	<u>④全盲か，全盲に近い状態で，生活全般において，介助が必要</u>
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 身体障がい関係Ⅴ

<音声・言語・そしゃく機能>

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・ 下線が引いてある項目については，1項目該当すれば，それぞれ2：1または1：1で加配を適用する。
 - ・ 3：1加配の場合は1つ以上，2：1加配の場合は3つ以上，1：1加配の場合は2つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
非該当		軽度の障がいはあるが，嚥下に問題はなく，コミュニケーションもほぼ不自由ない	該当なし
支援区分1 (1：3)	該当なし	<音声・言語・そしゃく機能4級> ・嚥下に問題はなく，音声言語によるコミュニケーションができるが，慣れた人以外は，聞き取りが難しく，配慮が必要	該当なし
支援区分2 (1：2)	音声・言語， そしゃく 3・4級	<音声・言語・そしゃく機能3級> ・嚥下に問題はないが，身振り等の独自のコミュニケーションが必要	該当なし
支援区分3 (1：1.5)	その他	<音声・言語，そしゃく機能3級> ・嚥下に配慮を要し，身振り等の独自のコミュニケーションが必要 ・食事介助に配慮が必要	—
支援区分4 (1：1)	—	・嚥下に十分な配慮を要し，身振り等の独自のコミュニケーションが必要 ・食事介助に十分な配慮が必要	該当なし
居宅	—	支援区分4に準じる	—

新判定基準（案） 身体障がい関係Ⅵ

＜内部障がい・難病等＞

- ※ 横浜市の場合、知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち、
- ・ 下線が引いてある項目については、1項目該当すれば、それぞれ2：1または1：1で加配を適用する。
 - ・ 3：1加配の場合は1つ以上、2：1加配の場合は3つ以上、1：1加配の場合は2つ以上該当すれば、それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい、発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち、重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
非該当		・ 特定の身体活動に若干配慮を要するが、日常生活には、支障ない。	特に問題なし
支援区分1 (1：3)	4級 身体活動に いくらか制 限を要する もの	＜主治医意見書による＞ ・ 集団生活には、ほぼ支障ないが、身体活動に配慮と一部制限を要する	⑤運動などの制限がある ⑥てんかんの既往症があるが、生活に支障はない
支援区分2 (1：2)	3級 身体活動に 制限を要す るもの	＜主治医意見書による＞ ・ 集団生活・身体活動に日常的な配慮と制限を要する	⑤ <u>転倒させられない等。日常生活上活動制限がある</u> ⑥てんかん発作が起こる可能性があり、注意して見守りが必要
支援区分3 (1：1.5)	その他	＜主治医意見書による＞ ・ 集団生活・身体活動に常時配慮と制限を要する	—
支援区分4 (1：1)	—	＜主治医意見書による＞ ・ 集団生活・身体活動に常時配慮と著しい制限を要する	⑥ <u>てんかん発作が毎日あり、意識を失い転倒の危険性がある。常時見守りが必要</u>
居宅	—	・ 支援区分4に準じるが、送迎や感染症、医療的ケア等、健康面に特段の注意が必要（健康上の理由で主治医が集団参加を許可していない場合を含む）	—

新判定基準（案） 身体障がい関係Ⅶ

＜２歳未満児の特別項目＞

- ※ 横浜市の場合，知的障がい①～⑦及び身体障がい①～⑦の要素のうち，
- ・ 下線が引いてある項目については，１項目該当すれば，それぞれ２：１または１：１で加配を適用する。
 - ・ ３：１加配の場合は１つ以上，２：１加配の場合は３つ以上，１：１加配の場合は２つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
 - ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
非該当	—	検討中	年齢相応に座位がとれ，首の座りがある
支援区分１ （１：３）	—		⑦年齢相応の座位がとれず，首の座りが不安定で一部見守りが必要 （※２歳未満児）
支援区分２ （１：２）	—		⑦年齢相応の座位がとれず，首の座りが不安定で常時見守りが必要 （※２歳未満児）
支援区分３ （１：１.５）	—		—
支援区分４ （１：１）	—		該当なし
居宅	—		—

新判定基準（案） 発達障がい関係 I

※ 横浜市の場合、①～⑥の要素のうち、

- ・ 3 : 1 加配の場合は1つ以上， 2 : 1 加配の場合は2つ以上， 1 : 1 加配の場合は1つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
- ・ 2 : 1 加配の項目に4つ以上該当すれば， 1 : 1 加配とする。
- ・ 身体障がい+知的障がい， 発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
要素	—		①動き回って落ち着かない
具体例	—	・ 外からの刺激によって容易に注意をそらされ、課題や遊びなどの活動で注意を維持することが困難	・ 特定の物や人（対象が明確でない場合を含む）に興味関心が強く，思うとおりにならないと多動になったり，その対象にすぐさわろうとする。 ・ うろうろする。席に座ってられない。
非該当		・ ほとんどない	ほとんどない
支援区分 1 (1 : 3)	軽度	・ 声かけによる制止が必要	声かけが必要
支援区分 2 (1 : 2)	中度	・ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要
支援区分 3 (1 : 1.5)	中度より 重い	—	—
支援区分 4 (1 : 1)	—	・ 危険があり，常時付き添いが必要	該当なし
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 発達障がい関係Ⅱ

※ 横浜市の場合、①～⑥の要素のうち、

- ・ 3 : 1 加配の場合は1つ以上， 2 : 1 加配の場合は2つ以上， 1 : 1 加配の場合は1つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
- ・ 2 : 1 加配の項目に4つ以上該当すれば， 1 : 1 加配とする。
- ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
要素	—		②他者を傷つける物を壊す ③自分を傷つける
具体例	—	・ 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり器物を壊したりする行為	・ 他者を叩く，髪の毛を引っ張る，蹴る等，他者を傷つける行為がある。 ・ 物を壊したり，投げたりする。 （例：壁を壊す，ガラスを割る，遊具を投げる） ・ 他者を傷つける行為をとるが，環境上の工夫等があるため，傷ついていない場合を含む。 ・ 自らを叩いたり，傷つける行為。 （例：頭を叩く，手を噛む，爪を剥ぐ） ・ 自分の体を傷つける行為をとるが，環境上の工夫があるため，傷ついていない場合を含む。
非該当		・ ほとんどない	ほとんどない
支援区分1 (1 : 3)	軽度	・ 声かけによる制止が必要	声かけが必要
支援区分2 (1 : 2)	中度	・ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要
支援区分3 (1 : 1.5)	中度より 重い	—	—
支援区分4 (1 : 1)	—	・ 危険があり，常時付き添いが必要	危険があり，常時付き添いが必要
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 発達障がい関係Ⅲ

※ 横浜市の場合，①～⑥の要素のうち，

- ・ 3 : 1 加配の場合は1つ以上， 2 : 1 加配の場合は2つ以上， 1 : 1 加配の場合は1つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
- ・ 2 : 1 加配の項目に4つ以上該当すれば， 1 : 1 加配とする。
- ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
要素	—		④特定の行動を繰り返し，日常生活に支障がある
具体例	—	該当なし	・ 特定の行為を反復する。（例：自分がくるくる回る，ぴよんぴよん飛ぶ，手を洗い続ける） ・ 特定の物に興味を示す。 ・ 常同行為によって次の場面（日課等）に気持ちを切り替えることが難しい。もしくは時間がかかる。
非該当		—	ほとんどない
支援区分1 (1 : 3)	軽度	—	声かけが必要
支援区分2 (1 : 2)	中度	—	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要
支援区分3 (1 : 1.5)	中度より 重い	—	—
支援区分4 (1 : 1)	—	—	—
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 発達障がい関係Ⅳ

※ 横浜市の場合，①～⑥の要素のうち，

- ・ 3 : 1 加配の場合は1つ以上， 2 : 1 加配の場合は2つ以上， 1 : 1 加配の場合は1つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
- ・ 2 : 1 加配の項目に4つ以上該当すれば， 1 : 1 加配とする。
- ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
要素	—		⑤興奮やパニック
具体例	—	・ 強いこだわり，パニック等の不安定な行動	・ 予定や手続き，日ごろから慣れている支援者や状況が変わることが受け入れられず，突然大声を出したり，興奮する等のパニックや，情緒が不安定になる。不安，恐怖，焦燥等にかかられて衝動的な行動になる。
非該当		・ ほとんどない	ほとんどない
支援区分1 (1 : 3)	軽度	・ 声かけによる制止が必要	声かけが必要
支援区分2 (1 : 2)	中度	・ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要
支援区分3 (1 : 1.5)	中度より 重い	—	—
支援区分4 (1 : 1)	—	・ 危険があり，常時付き添いが必要	—
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 発達障がい関係 V

※ 横浜市の場合，①～⑥の要素のうち，

- ・ 3 : 1 加配の場合は1つ以上， 2 : 1 加配の場合は2つ以上， 1 : 1 加配の場合は1つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
- ・ 2 : 1 加配の項目に4つ以上該当すれば， 1 : 1 加配とする。
- ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
要素	—		⑥危険を伴う突発的な行動
具体例	—	該当なし	・ 関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む）を見つけたら突発的行動をしてしまう（例：突然走って行ってしまいう，高いところにあがる，他者のものを許可なく手にする）
非該当		—	ほとんどない
支援区分 1 (1 : 3)	軽度	—	声かけが必要
支援区分 2 (1 : 2)	中度	—	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要
支援区分 3 (1 : 1.5)	中度より 重い	—	—
支援区分 4 (1 : 1)	—	—	危険があり，常時付き添いが必要
居宅	—	??	—

新判定基準（案） 発達障がい関係Ⅵ

※ 横浜市の場合，①～⑥の要素のうち，

- ・ 3 : 1 加配の場合は1つ以上， 2 : 1 加配の場合は2つ以上， 1 : 1 加配の場合は1つ以上該当すれば，それぞれの区分を適用する。
- ・ 2 : 1 加配の項目に4つ以上該当すれば， 1 : 1 加配とする。
- ・ 身体障がい+知的障がい，発達障がいのそれぞれで適用項目による加配区分を確認したのち，重い加配区分を適用する。

	現行	案	横浜市
要素	—	集団活動への参加状況	—
非該当	—	・ 集団活動にほぼ参加可能	—
支援区分 1 (1 : 3)	軽度	・ 集団活動に 5 割以上参加可能	—
支援区分 2 (1 : 2)	中度	・ 集団活動に 3 割程度参加可能	—
支援区分 3 (1 : 1.5)	中度より 重い	・ 集団活動への参加は限られる	—
支援区分 4 (1 : 1)	—	??	—
居宅	—	??	—